

優秀技士賞表彰細則

令和8年10月28日理事会制定

第1条（目的）

本細則は、優秀技士賞規程（以下「規程」という）第3条、第4条、及び第5条に基づき、表彰の選考基準、推薦手続きに関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（優秀技士賞の選考基準）

規程第4条に定める優秀技士賞の候補者は、冷凍空調技士または食品冷凍技士の資格を有し、次の各号に掲げる基準を総合的に評価し選考する。

- （1） 社会貢献活動を通じて、技士資格の社会的価値向上に寄与した者。
- （2） 本会の委員会運営への参画、本会が主催する講演会・講習会等における講師活動、または会誌への論文・技術解説の執筆等を通じ、後進の育成または技術の普及に顕著な貢献をした者。
- （3） 申請者が指定する連続した1年間において、本会が定める継続的専門能力開発（冷凍CPD）の取得実績があり、その内容から継続的な自己研鑽が認められる者。年間50ポイント程度を目安とするが、当該ポイント数のみをもって選考の可否を決定せず、前各号の活動実績と併せて総合的に評価する。

なお、資格の種類を問わず、過去に本賞（優秀技士賞）を受けた者は再度の授賞対象とはならない。

第3条（応募手続き）

応募は、本人以外の第二種正会員が作成した推薦書を様式1により指定期日までに選考委員会へ提出しなければならない。

第4条（選考委員会）

- （1） 表彰候補者の審査を行うため、本会内に選考委員会を置く。
- （2） 選考委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- （3） 選考委員会は審査結果を理事会に報告し、理事会の議決を経て授賞者を最終決定する。
- （4） 選考委員は、自らが推薦した候補者の審査及び議決に加わるができない。

第5条（審査経過の守秘）

選考委員会および分科会の審査と選考の経過および内容については部外に漏らしてはならない。

第6条（授賞件数）

授賞は原則として、毎年2名以内とする。なお、該当する対象がなければ「該当なし」としてもよい。

第7条（改廃）

本細則の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

本細則は、令和8年10月28日から施行する。